

自動販売機設置事業者募集要項

宇和島地区広域事務組合では、公有財産に自動販売機を設置する事業者の公募を行い、見積競争により設置者を決定します。

参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書の内容を承諾した上で見積競争に参加してください。

1 目的

職員、関係者及び来庁者（以下「利用者」という。）の災害時等における飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者の安全確保に資することを目的として自動販売機設置事業者の公募を行います。

2 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (3) 過去10年において自治体等が発注した自動販売機設置等の履行実績を有すること。
- (4) 法人または個人共に継続して1年以上事業を営んでいること。
- (5) 税を滞納していないこと。

3 設置者費用負担

- (1) 自動販売機設置者が自動販売機設置に伴い負担する「使用料」、「売上手数料」については、別添「仕様書」に定めるとおりとする。
- (2) 使用料については、契約後、一括前納するものとする。ただし、組合長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 売上手数料の納入時期については別途協議する。

4 設置場所及び設置台数等

施設名称	宇和島地区広域事務組合消防本部
設置場所	宇和島消防署2階ベランダ
台数	1台
種類	密閉式容器自動販売機
参考売上実績	R7年度:5,318本、R6年度4,409本

※設置場所は、別添「自動販売機設置場所配置図」参照

5 見積競争及び契約に関する事項

- (1) 見積競争は、売上手数料の数値（％）により行うものとし、その数値が最も高かった者を設置者とする。
- (2) 売上手数料の数値は整数とし、最も高かった数値が同数の場合は、くじ引きにより決定する。
- (3) 設置者決定後、速やかに自動販売機設置契約書を作成する。
- (4) 契約期間
令和8年9月1日から令和11年8月31日まで

6 見積競争参加申込

見積競争参加者は、下記の書類を提出すること。

- (1) 提出書類（提出部数 各1部）

書類名	内容
①見積書【様式1】	
②市町税完納証明書（納期到来分）	
③印鑑証明書	
④同種・類似業務の履行実績【様式2】	過去の履行実績を記載
⑤その他参加資格の証明書類	様式2の同種・類似業務の履行実績が証明できる契約書の写し
⑥設置する自動販売機に関する資料【様式3】	ア 設置する自動販売機の仕様（カタログ等） イ 販売商品の詳細（品名・種類・内容・販売金額） ウ 設置する回収ボックスの容量、個数等

※②及び③については、発行後3ヶ月以内の原本とする。

- (2) 提出場所
宇和島市丸之内5丁目1番18号
宇和島地区広域事務組合消防本部 総務課
- (3) 提出方法
見積書類一式を持参又は郵送で提出すること。
- (4) 提出期限
令和8年7月24日（金）午前11時まで

7 問い合わせ先

〒798-0060 宇和島市丸之内5丁目1番18号

宇和島地区広域事務組合消防本部総務課

TEL 0895-22-7539（内線354） FAX 0895-24-7662

E-mail : u.fire.soumul@uwajimakouiki.jp